

# 宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施要綱

## 1 目的

宮城県内において、介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修（特定の者を対象とする基本研修及び実地研修）（以下「たんの吸引等研修」という。）の講師及び指導者（以下「指導者等」という。）を養成することを目的とする。

## 2 実施主体 宮城県

## 3 対象者

宮城県内の登録研修機関において、たんの吸引等研修の指導者等となる予定の医師、看護師（准看護師を除く）、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）。

## 4 実施方法

### (1) 自己学習の申込み

看護師等は、別紙1「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）申込書」（以下「申込書」という。）により、指導者等となる予定の登録研修機関に申込みを行う。

また、登録研修機関は、申込書の写しを宮城県保健福祉部障害福祉課あて送付する。

### (2) 教材の入手

看護師等は、厚生労働省が作成した「指導者用マニュアル及びDVD」（以下「教材」という。）を下記により入手し、自己学習を実施する。

#### ①指導者用マニュアルについて

看護師等は、下記厚生労働省ホームページより各自ダウンロードし取得する。

○厚生労働省／「1介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修の指導者用マニュアル」 ↓

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/kaigosyokuin/manual.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/kaigosyokuin/manual.html)

#### ②DVDについて

登録研修機関は、申込書の提出があった看護師等にDVDを配布（貸出）する。

### (3) 実施報告書の提出

看護師等は、教材を活用した自己学習後、下記の書類を宮城県保健福祉部障害福祉課あて提出する。

①別紙2「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施報告書」

②返信用封筒（長形3号／住所・宛先記載／80円切手貼付）

③提出先 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班  
電話022-211-2538

### (4) 受領書の交付

宮城県は、上記報告書を受領後、別紙3「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施報告書受領書」を看護師等あて交付するとともに、その写しを指導者等となる予定の登録研修機関あて送付する。

## 5 受付期間

平成25年1月9日から

### (参考)

	(1) 自己学習申込	(2) 教材の入手	(3) 実施報告	(4) 受領書交付
●看護師等	自己学習申込 (別紙1)	※テキストはダウンロード	自己学習 実施報告書(別紙2) 提出	
●登録研修機関	申込書写しを送付	DVD貸出		
●宮城県				本人あて受領書(別紙3) 交付・登録研修機関あて 受領書写し送付